

隨時監査（工事監査）結果報告書

今 治 市 監 査 委 員

監 第 153 号
令和4年3月25日

今 治 市 長 徳 永 繁 樹 様
今 治 市 議 会 議 長 矢 野 雄 嗣 様

今 治 市 監 査 委 員 木 原 盛 展
同 越 智 豊

随時監査（工事監査）の結果報告の提出について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、令和3年度の随時監査（工事監査）を行ったので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり提出する。

監査結果報告書

(工事監査)

1 監査の対象

- I 農土環第1号 古谷峰ノ子池改良工事
- II 今水工配施第26号・今水工給水第26号 北宝来地区配水本管（連絡管）整備工事
- III 国補道橋第1号1・道舗改第14号 城東橋橋りょう長寿命化修繕工事
- IV 港改蔵第3号・港単第3号 蔵敷岸壁（-9.0m）改修工事（その3）

2 監査の期間及び監査を実施した監査委員

監査の期間	監査を実施した監査委員
令和4年1月18日～令和4年2月21日	木原 盛展・羽 藤 謙 司
令和4年2月21日～令和4年3月25日	木原 盛展・越 智 豊

3 監査の実施要領

監査対象として、抽出により上記工事の監査を実施した。当監査は、あらかじめ対象工事の担当部局から設計図書等、工事関係書類の提出を求め審査するとともに、現場調査を行い、その施工状況の実態を把握しながら実施したものである。

なお、当監査の実施にあたっては、公益社団法人 大阪技術振興協会へ技術士による調査を依頼し、技術上の意見を参考として取り入れた。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、大阪技術振興協会の事務所とリモートにより実施した。技術士による現地調査は行わず、技術士の指示により、工事担当課の監督員が画像を提示すること等で現場確認を行った。

4 監査の結果

対象工事の書類及び現場を監査した結果、概ね良好と認められた。なお、工事別の所見は次のとおりである。

5 個別工事についての所見

I 農土環第1号 古谷蜂ノ子池改良工事

(1) 工事の概要

ア 工事場所

今治市古谷

イ 請負金額

9,532,499 円

ウ 請負業者

清水建設株式会社

エ 工期

令和3年9月8日～令和4年3月4日

オ 主管課

農水港湾部 農業土木課

カ 工事概要

施工延長 L = 75.1m

土工 1 式

擁壁工 A = 140 m²

仮設工 1 式

(2) 書類調査における所見

計画、設計、積算、契約に関わる工事着手前の書類及び施工管理、安全・環境管理に関わる工事着手後の書類について調査を行った結果、概ね適切に書類が作成され、工事施工がなされていることが認められた。

(3) 現場施工状況調査における所見

画像の提示等により、現場確認を行った結果、工事は順調に推移しており、概ね適切な工事施工がなされていることが認められた。

以下に、個々の現場施工状況調査結果を示す。

(指摘)

ア 工事標識

工事標識における主任技術者専任欄に、「非専任」と記載すべきところ、「無」と記載されていたため、建設業法施行規則第25条関係 様式第29号の内容を、受注者に周知徹底されたい。

Ⅱ 今水工配施第 26 号・今水工給水第 26 号 北宝来地区配水本管（連絡管）整備工事

（1）工事の概要

ア 工事場所

今治市北宝来町一丁目外

イ 請負金額

57,029,500 円

ウ 請負業者

長井工業株式会社

エ 工期

令和 3 年 9 月 24 日～令和 4 年 2 月 28 日

オ 主管課（工事担当課）

水道部 水道総務課（水道工務課）

カ 工事概要

施工延長 L = 344.3m

D G X ϕ 400 L = 297.6m

D G X E ϕ 200 L = 35.2m

給水切替 N = 1 件

（2）書類調査における所見

計画、設計、積算、契約に関わる工事着手前の書類及び施工管理、安全・環境管理に関わる工事着手後の書類について調査を行った結果、概ね適切に書類が作成され、工事施工がなされていることが認められた。

（3）現場施工状況調査における所見

画像の提示等により、現場確認を行った結果、工事は順調に推移しており、概ね適切な工事施工がなされていることが認められた。

Ⅲ 国補道橋第 1 号 1・道舗改第 14 号 城東橋橋りょう長寿命化修繕工事

（1）工事の概要

ア 工事場所

今治市美須賀町四丁目

イ 請負金額

132,724,900 円

ウ 請負業者

株式会社日淺

エ 工期

令和3年8月10日～令和4年3月18日

オ 主管課

都市建設部 道路課

カ 工事概要

橋脚補修・補強工 N=2基

国補道橋第1号1

土工 1式

橋脚補修・補強工 N=2基 仮設工1式

道舗改第14号

土工 1式

舗装工 A=256m²

(2) 書類調査における所見

計画、設計、積算、契約に関わる工事着手前の書類及び施工管理、安全・環境管理に関わる工事着手後の書類について調査を行った結果、概ね適切に書類が作成され、工事施工がなされていることが認められた。

以下に、個々の書類調査結果を示す。

(指摘)

ア 施工管理

ライナープレートの基礎部は、既存の下部工フーチングに17cm長の鉄筋を打ち込むが、既存フーチングの配筋(かぶり10cm)の事前調査が実施されていなかった。そのため、一部のフーチング鉄筋とライナープレート基礎鉄筋の干渉が生じていた。事前調査を実施する必要があった。

(3) 現場施工状況調査における所見

工程に若干の遅れが生じているが、河川護岸の根入れ不足のためである。このような状況の中で、画像の提示等により、現場確認を行った結果、概ね適切な工事施工がなされていることが認められた。

IV 港改蔵第3号・港単第3号 蔵敷岸壁(-9.0m)改修工事(その3)

(1) 工事の概要

- ア 工事場所
今治市天保山町4丁目
- イ 請負金額
82,720,000円
- ウ 請負業者
アイエン工業株式会社
- エ 工期
令和3年9月6日～令和4年2月28日
- オ 主管課
農水港湾部 港湾課
- カ 工事概要
海上地盤改良工 1式
深層混合処理杭打設 N=85本

(2) 書類調査における所見

計画、設計、積算、契約に関わる工事着手前の書類及び施工管理、安全・環境管理に関わる工事着手後の書類について調査を行った結果、概ね適切に書類が作成され、工事施工がなされていることが認められた。

(3) 現場施工状況調査における所見

画像の提示等により、現場確認を行った結果、工事は順調に推移しており、概ね適切な工事施工がなされていることが認められた。

以下に、個々の現場施工状況調査結果を示す。

(指摘)

ア 工事標識

工事標識に下請業者の建設業許可票が掲示されていたが、建設業法等の改正(令和2年10月1日施行)により、標識の掲示義務が緩和され、発注者から直接請け負った工事業業者のみが対象となり、下請の建設業者の掲示は不要とされたため、受注者に周知徹底されたい。